

## 令和7年度 刈谷市立日高小学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止についての基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

〔文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」〕

#### (2) 本校の基本認識

全ての本校職員は、「いじめは、どの学校やどの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が安心・安全に、充実した学校生活を送ることができるよう「未然防止」「早期発見」「早期対応」に努める。

#### (3) 育てたい児童の力や教師の力・態度

ア 育てたい児童の力

- ・人権尊重の精神や正義を愛する心
- ・他人の気持ちを思いやる豊かな心

イ 育てたい教師の力・態度

- ・児童の様子を観察・情報を収集し、その状況を把握する力
- ・状況に応じて、適切に対処する力
- ・チームワークを生かして組織的に指導に当たろうとする態度

### 2 いじめ・不登校対策委員会（いじめ防止対策組織）

#### (1) いじめ・不登校対策委員会の構成

校長、教頭、教務主任、校務主任（生活指導主任）、学年主任、特別支援学級主任、保健主事、学級担任、専科教員、養護教諭

#### (2) いじめ・不登校対策委員会の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認をする。

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発をする。

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発をする。

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）を講じる。

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・いじめについて学校内で情報共有しないことは、法律に違反するということを全職員で共通理解し、いじめに対処する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・いじめの解消については、保護者の理解があり、行為がやんでいる状態が少なくとも3か月以上続いていることを目安とする。解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

### (3) その他のいじめ対策組織

#### ア 学年部会

毎日の子どもの様子や指導状況などの情報交換をするために、必要なときに開催する。参加者は、基本的には学年の教員で組織するが、必要に応じて校長、教頭、教務主任、校務主任(生活指導主任)、養護教諭なども参加する。

#### イ 緊急ないじめの問題が発生したときは、その場で適切な処置・指導をするとともに教頭に報告する。

ウ イの事案が発生した場合は、状況によって、校長の指示で緊急生活指導委員会を開催して迅速な対応をする。緊急生活指導委員会のメンバーは、校長、教頭、教務主任、校務主任(生活指導主任)、該当学年主任、該当学年学級担任である。

#### エ いじめの重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告するとともに、関係者への聴き取り、アンケート、各種記録の見直し等を丁寧に行う。また、いじめとの因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明らかにしつつ、学校運営上の問題等についてもしっかりと向き合う姿勢で調査を実施し問題解決に当たる。

## 3 いじめ防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

本校の三つの目指す子ども像「ひろく豊かな心で学ぶ子」「だれとでも仲良くできる子」「からだと心をきたえる子」を達成していく中で、次のような手だてを講じていく。

#### ア 互いに認め合うとともに、いじめを許さない学級・学校づくりを行う。

- ・帰りの会などで、「友達のよいところ見つけ」の時間を設ける。
- ・定期的に「学級の諸問題」を考える時間を設ける。
- ・縦割り活動の時間を定期的に設け、思いやりの心、みんなと協力しようとする心を育てる。

#### イ 互いの意見を聞き合い、みんなとともに学ぶ楽しさを感じ得る授業づくりを行う。

- ・お互いの意見を伝え合う場面、友達の考えを基に、自分の考えを再考する場面を意図的に仕組む。
- ・友達の意見のよさを言葉や文章で表現させる時間を意図的に仕組む。
- ・授業の中で「互いに教え合う場」「ペア学習やグループ学習の場」を意図的に仕組む。

#### ウ 教育活動全般を通して道徳教育・人権教育の充実を図るとともに体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

- ・子どもたちの心をゆさぶる教材(題材)や資料と出合わせ、人としての「心遣い」「優しさ」などに触れさせ、自分の生活や行動を省みさせる。また、授業の中で、子どもたちが自分の思いや考えを十分に表現する時間を確保する。
- ・道徳の授業や人権教育の授業で使った資料に、その時間に出された子どもの意見や、教師の思いなどを書き加え、教室に掲示する。それによって、タイムリーに学習の振り返りができるようにする。
- ・学校行事や児童会活動、生活科や総合的な学習の時間に、道徳性を育成する体験活動を推進する。

#### エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者にならないよう継続的に指導する。

- ・学年ごとに、次のような指導の重点を設け、計画的・段階的に指導する。

学 年	指 導 内 容
1 年	約束や決まりを守る
2 年	人の作ったものを大切に作る心をもつ
3 年	情報発信のルール・マナーを守る
4 年	個人の情報は他人にもらさないことを知る
5 年	情報の正確さを判断する方法を知る
6 年	肖像権について学ぶ

- ・ネット上のいじめが、重大な人権侵害にあたる行為だと子どもたちに理解させる。
- ・高学年、および保護者向けの「ネット・携帯安全教室」を開催し、ネットや携帯電話に関わる事件の概要を知らせるとともに、被害や加害を防ぐための留意点について学ばせる。

オ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。

## (2) いじめの早期発見の取組

ア 全ての職員は、「どの学級でも、どの子にも起こりうることである」という認識に立ち、毎日、子どもたちの様子を丁寧に観察・記録する。気になる場合は、早期に家庭にも連絡をする。

イ 気になる子については、いじめ・不登校対策委員会及び職員会などの場で、気付いたことを共有し、関係する職員で該当する子を見守る。

ウ 特に気になる子については、担任及び該当学年の担当者が中心となり、該当する子や関係する子どもたちから話を聞き、情報を集める。該当する子には、安心感をもたせるとともに、問題の有無を調査し、問題があればさらに相談活動を行う。

エ 「生活アンケート」とそれに伴う教育相談を学期に1回行い、いじめの有無や友達のいじめの有無などについて調査をする。

## (3) いじめに対する措置

ア いじめの問題を発見したときは、職員がチームワークを生かして、組織的に問題解決に当たる。

イ 情報収集を的確に行い、事実確認をした上で、いじめられている子の身の安全を第一に考え、いじめている側の子どもたちに対しては毅然とした態度で指導する。

ウ 傍観者の子どもたちも、いじめている子どもたちと同罪であることを指導する。

エ 学校内だけでなく、刈谷警察署や児童相談センター、子育て推進課や子ども相談センター、保護者や地域と連携して解決に当たる。

オ いじめられている子の心を癒すために、スクールカウンセラーや心の教室相談員、養護教諭と連携を取りながら当該児童を支援する。

カ いじめの問題が起きたときは、当該児童の家庭との連携を一層密にする。学校の取組を伝えたり、家庭での様子や友達関係についての情報を集めたりする。

キ 学校や家庭では、なかなか話せないようなケースは、「いのちの電話」などのいじめ問題などの相談窓口を紹介する。

## 4 いじめの重大事態への対応

次の手順により対応する。

- ①重大事態が発生した事実を刈谷市教育委員会に報告する。
- ②刈谷市教育委員会の指導を受け、その判断のもと、重大事態に係る調査を行うための組織を立ち上げ、調査を行う。
- ③結果を、いじめられた児童・保護者や刈谷市教育委員会に報告する。
- ④刈谷市教育委員会の指導を受け、必要な措置と再発防止のための対策を講じる。

## 5 取組の年間計画

月	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○児童、保護者への周知 ○学級・学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○日高小ホームページ上での「学校いじめ基本方針」の説明 ○授業参観
5月		○1年生と6年生のふれ合う会		○みんなで日高っ子を育てる会
6月		○情報モラル指導	○生活アンケート ○教育相談週間	○学校運営協議委員会への授業の公開といじめ対策基本方針および、その進捗状況の説明 ○授業参観
7月	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○現職教育「いじめカウニング研修会」			○個別懇談会
8月				○児童生徒愛護の集い
9月			○身体測定	○PTA社会学級 ○PTAイベント ○授業参観
10月		○運動会		
11月		○全校音楽会	○生活アンケート ○教育相談週間	○学校運営協議委員の学校行事参観といじめ対策基本方針の進捗状況の説明
12月	○職員取組アンケート→検証	○赤い羽根募金		○個別懇談会
1月	○自己評価	○福祉実践教室（3～6年）	○身体測定	○授業参観
2月		○感謝の会 ○6年生を送る会	○生活アンケート ○教育相談週間	○学校運営協議委員の授業参観といじめ対策基本方針の進捗状況の説明
3月				○学校関係者評価委員会で評価を行う
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験学習の充実 ○分かる授業、お互いに意見を発表し合い、聴き合う授業の充実	○健康観察の実施 ○連絡帳の活用 ○SCによる相談 ○心の教室相談員による相談	○あいさつ運動（0の日立ち当番）